

引っ越しに伴う手続きはお早めに



住民異動届

問い合わせ

市民課市民年金室 ☎ 53 - 2111 (内線 2222)
または各支所地域振興課市民生活室

記事 ID

0044706

学生や単身赴任している人でも、1年以上家族と違う場所で生活する場合は、実際に居住する住所地に住民登録する必要があります。住所を異動しても成人式などは地元で参加できますが、異動手続きをしないと、適切な住民サービスが受けられなかったり、異動手続きの指導を受けたりすることがあります。

住所や世帯主が変わったときは、市民課または各支所地域振興課市民生活室、各連絡所の窓口で手続きをしてください。
※連絡所では一部手続きができない場合がありますので、事前にご確認ください

異動の種類	必要な届け出	届出期間	届出に必要なもの
市外から引っ越ししてきたとき	転入届	住み始めてから14日以内	①届出人の本人確認書類（運転免許証など） ②転出証明書（転入時） ③国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険などの保険証や医療費助成受給者証など（転居時、転出時、世帯主変更時） ④マイナンバーカードまたは住基カード ⑤国民年金手帳
市内で引っ越しをしたとき	転居届	(引っ越し後)	
市外へ引っ越しをするとき	転出届	転出前	
世帯の代表者が変わるとき	世帯変更届	変わってから14日以内	

※通知カード（マイナンバーが記載された紙のカード）は住所や氏名変更により、失効しますのでマイナンバーカードの申請をお勧めします



国民年金

問い合わせ

市民課市民年金室 ☎ 53 - 2111 (内線 2222)
または各支所地域振興課市民生活室

記事 ID

0051151

■国民年金の手続き（申請）が必要なケース

- ・60歳前に会社を辞めたとき
- ・配偶者の扶養からはずれたとき（収入の増加や離婚、配偶者の退職など）
- ・海外に住所を異動する人が引き続き国民年金に加入を希望するとき
- ・海外から国内に住所を異動したとき
- ・60歳以上で任意加入を希望するとき

※手続き（申請）が遅れると年金の受給に影響する場合があります

※経済的な理由から保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料が免除される制度がありますので、ご相談ください

※学生は申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」がありますので、お問い合わせください



水道・下水道

問い合わせ

上下水道課業務室 ☎ 66 - 6190
または村上水道事務所、各支所産業建設課建設管理室

記事 ID

0048958

水道・下水道は、使用を始めたい日、または使用を中止したい日の5日前までに、次のことについて連絡をお願いします。

■転入のとき

- ①使用場所
- ②氏名
- ③使用を始める日
- ④日中に連絡がとれる電話番号
- ⑤料金のお支払い方法（便利な口座振替をお勧めします）

■転居・転出のとき

- ①お客さま番号
- ②使用場所
- ③氏名
- ④使用を中止する日
- ⑤連絡先（引っ越し先の住所）
- ⑥日中に連絡がとれる電話番号

■その他

- ※水道・下水道の閉栓時に、料金の精算が必要となります。精算方法は、閉栓のご連絡をいただいた際に確認いたします
- ※メーターが屋内にある場合には、閉開栓の時に立ち会いが必要となります





～延長窓口のお知らせ～

本庁市民課 毎週火・木曜日 午後5時15分～7時
各支所地域振興課 第2・4木曜日 午後5時15分～7時

■業務内容

住民票や戸籍の届出や証明書の発行、国民年金の手続き、印鑑登録の手続き、パスポートの申請・交付、マイナンバーの各種手続き、自動車の臨時運行許可（本庁・山北支所のみ）

※延長窓口では、市民課以外の手続きはできません

※本庁で行っている休日窓口では住民異動届の手続きはできません



国民健康保険

保健医療課国保室 ☎ 53 - 2111（内線 2411～2413）

記事 ID

0044706

問い合わせ

または各支所地域振興課地域福祉室

就職や退職などで健康保険の切り替えが必要な人は、忘れずに手続きをしてください。

■脱退の手続きが必要な場合

- ・職場の健康保険に入ったとき
- ・家族が勤める職場の健康保険の扶養についたとき

【手続きに必要なもの】

印鑑、国民健康保険被保険者証、職場の健康保険証（未交付のときは加入したことを証明するもの）、マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類

※脱退の手続きが遅れると、国民健康保険税を納め過ぎてしまう場合があります。また、他の保険に加入している人が、国保の保険証を使って診察を受けると、国保で負担した医療費を本人から返還していただく場合があります

新潟県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 令和3年3月1日	記号 村上-000000	性別 女
氏名 村上 花子	生年月日 平成5年4月1日	世帯主氏名 村上 太郎	
住所 新潟県村上市 三之町1番1号	適用開始年月日	交付年月日	
保険者番号 [] [] [] [] 150128	交付者名 村上市		

■加入の手続きが必要な場合

- ・職場の健康保険をやめたとき
- ・家族が勤める職場の健康保険の扶養からはずれたとき

【手続きに必要なもの】

印鑑、職場の健康保険をやめた証明書（被扶養者を抹消された証明書）、マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類

※加入の手続きが遅れると、国保税をさかのぼって納めていただく場合や、医療費を全額自己負担していただく場合があります

■学生が転出する場合

村上市国民健康保険に加入している人が、修学のため転出をする場合、引き続き村上市国民健康保険に加入することになります。この制度のことを「マル学」といい、適用を受けるには届け出が必要になります。

また、すでに適用を受けている人も、更新の手続きが必要になりますので、忘れずに手続きをしてください。（該当する人には3月中に案内文書を送付します）

■その他の手続きが必要な場合

- ・市内で住所が変わったとき
- ・世帯主や氏名が変わったとき
- ・保険証を無くしたときや破損したとき

【手続きに必要なもの】印鑑、保険証、マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類



軽自動車・バイクなど

税務課収納対策室 ☎ 53 - 2111（内線 2131、2132）

記事 ID

0047167、0048295

問い合わせ

または各支所地域振興課市民生活室

軽自動車税（種別割）は、4月1日現在の所有者または使用者に課税されます。

取得や廃棄、譲渡した場合には、3月末までに届け出されないと正しい課税がされないことがありますので、必ず手続きをしてください。

また、引っ越しなどにより転出される場合も、手続きが必要となります。

※市役所・各支所で手続きの際は、印鑑と車体情報が分かるものを持参してください

※市役所・各支所以外での手続きは、各届け出先に確認してください

車種	届け出先
・原動機付自転車およびミニカー ・小型特殊自動車 ※村上市または旧町村ナンバーのついた車両	税務課 各支所地域振興課
・軽自動車（3輪・4輪）	軽自動車検査協会 新潟主管事務所
・125cc超の二輪車 ・普通自動車	北陸信越運輸局 新潟運輸支局